

第 3 章

計画の基本的方針

第3章 計画の基本的方針

1. 計画の基本理念

ともに生き・ともに暮らせるまち わかやまし

「ともに生き・ともに暮らせるまち」とは、障害のある人もない人もすべての人がともに生きるひとりの人間として人権が尊重され、一人ひとりが望む生活を主体的に選択できる社会です。

このようなまちを築いていくためには、障害のある人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、人々が自分らしい生き方を選択でき、相互に個性を尊重し合いながら、身近な地域で支え合い・助け合いながら、共生できる社会である必要があります。

本計画においては、和歌山市障害者計画（第3期）で掲げた基本理念が、今後も本市が目指すべき社会の姿をあらわしていると考え、この基本理念を継承し推進するとともに、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう、地域での支え合いと、心の通い合うまちづくりに向けて施策を推進します。

この基本理念は、障害者計画、障害福祉計画共通の基本理念とします。

2. 計画の基本的な考え方

(1) 障害のある人の主体性、自立性の確立

障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する施策の主体としてとらえ、必要な知識や技能を身につけ、自らの力を発揮し、生きがいや誇りを持ち、自らの意思により自分らしい生き方や幸福の追求ができるよう、支援に努めます。あわせて、障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人本人が自主的に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(2) 個性を尊重し合い、支え合いによる自立生活の実現

障害のある人が社会参加したり自立した生活を送るためには、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性を踏まえることが大切です。また、発達障害、難病、高次脳機能障害等については、さらに理解を深めることが求められます。個性を尊重し合い、支え合いによる自立生活の実現のため、市民の障害のある人への理解をより一層深めるよう努め、誰もが社会の一員として互いに尊重し合い、支え合うことを推進するとともに、障害のある人一人ひとりの障害特性への配慮や生き方に応じた支援の強化・充実に努めます。

(3) 公民協働による総合的・効果的な施策の推進

障害のある人が人生における全段階を通じて、切れ目のない適切な支援を受けられるよう、障害のある人のための施策を総合的・効果的に推進し、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境などの関連分野の施策との連携に努めるとともに、地域住民・NPO・ボランティア、企業などとの連携による公民協働による取り組みに努めます。

(4) 身近な地域でともに暮らせる生活支援の充実

障害のある人が社会に参加し、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して身近な地域で生活できるよう、障害のある人の活動を制限している心的・物理的なバリアを取り除くことに努め、社会のバリアフリー化を推進します。また、障害のある人の社会参加や活動を促進するため、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを進めるとともに、施設・設備、サービス、情報、制度等、利用しやすいまちを目指します。

3. 計画の基本目標

(1) とともに理解し合う地域づくり

障害のある人が身近な地域で生活していくためには、誰もがともに生活できる地域づくりが必要です。そのためには、地域住民の障害や障害のある人への理解を深めていくことが大切です。特に、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう等に関しては、それらの障害特性や必要な配慮等について、さらなる理解の促進が求められます。

障害のある人への理解を深め、誰もが障害のある人に対し自然に手助けすることができるよう、広報・啓発をはじめ、交流やふれあいの機会等を活用し、子どものころから人権教育や福祉教育などを推進します。

(2) 地域での生活を送るための支援体制づくり

障害のある人が自分らしい生活を安心して送ることができるためには、地域社会全体で支えていくことが大切です。

そのためには、障害のある人が地域生活を送るにあたってのさまざまな課題とともに取り組み自らの意思で解決できる手助けとなるような相談支援体制の充実をはじめ、障害のある人への正しい理解、日中活動の場や生活の場の整備が必要不可欠です。保健・医療・福祉・住宅・雇用・労働、その他の分野との連携のもと生活等の支援施策のさらなる充実を図ります。

(3) 社会参加・自立に向けた支援体制づくり

障害のある人一人ひとりが社会の一員として、生きがいをもって生活できることが大切です。

そのためには、障害のある人のライフステージに応じて、もてる力を十分に発揮できるように、教育や就労等、乳幼児期から切れ目のない支援体制の充実に努めます。

(4) すべての人にやさしいまちづくり

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活していくため、障害のある人もない人も暮らしやすいまちをめざし、道路・公共交通機関・住宅・建築物等のバリアフリー化をはじめ、ユニバーサルデザインに基づき、誰もが利用しやすいよう、各種施設・設備の整備に努めます。また、障害のある人が災害や犯罪等の被害に巻き込まれることを防ぐ仕組みづくりに努め、災害や犯罪等の心配のない安心・安全なまちづくりを推進します。

さらには、障害のある人が適切な支援を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の促進に努めるほか、障害のある人がその権利を円滑に行使することができるように、障害のある人に対して、選挙時における配慮等を行います。

4. 施策の体系

基本理念 ともに生き・ともに暮らせるまち わかやまし

| 基本目標 | 施策 | |
|----------------------------------|----------------------------------|---|
| 基本目標1 ともに理解し合う 地域づくり | (1) 広報啓発の充実 | ①理解の促進 ②交流の促進 ③福祉教育の推進 |
| | (2) ボランティア活動の推進等、 地域での支援体制の整備 | ①地域福祉活動の推進 ②ボランティア活動の推進 |
| 基本目標2 地域での生活を送る ための支援体制づくり | (1) 相談・情報・コミュニ ケーションの充実 | ①相談支援体制の充実 ②情報提供の充実 |
| | (2) 生活支援の充実 | ①自立支援給付・地域生活支援事業等の推進 ②サービス提供基盤の確保 ③サービスの質の向上 ④経済的支援の充実 ⑤権利擁護の推進 |
| | (3) 保健・医療の充実 | ①保健・医療・リハビリテーションの充実 ②精神保健福祉施策の推進 ③難病患者への対応 |
| | (4) スポーツ・文化活動等に よる社会参加の促進 | ①社会参加の促進 ②スポーツ・文化活動等の振興 |
| 基本目標3 社会参加・自立に向け た支援体制づくり | (1) 教育・育成の充実 | ①障害のある子どもの療育体制の充実 ②特別支援教育の推進 |
| | (2) 就労支援の推進 | |
| 基本目標4 すべての人にやさし いまちづくり | (1) 生活環境の整備 | |
| | (2) 防災・防犯対策の充実 | ①防災対策の充実 ②防犯対策の充実 |
| | (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 | |
| | (4) 行政サービス等における配慮 | |



計画の基本的な考え方

- 障害のある人の主体性、自立性の確立
- 個性を尊重し合い、支え合いによる自立生活の実現
- 公民協働による総合的・効果的な施策の推進
- 身近な地域でともに暮らせる生活支援の充実

